

○横浜市営住宅条例施行規則

別表第1（第20条第2項）

(1) 市営住宅（借上げによる市営住宅を除く。）

名称	対象住戸	条例第19条第3項の規定により規則で定める数値
野庭住宅	A街区	0.83
野庭住宅	B街区及びC街区	0.81
野庭住宅	D街区からG街区まで	0.83
野庭住宅	H街区	0.82
野庭住宅	I街区及びJ街区	0.8
野庭住宅	K街区	0.87
ひかりが丘住宅	2街区及び3街区	0.85
ひかりが丘住宅	4街区及び5街区	0.8
ひかりが丘住宅	6街区、8街区及び12街区	0.8
ひかりが丘住宅	10街区、11街区及び13街区	0.8
ひかりが丘住宅	15街区	0.8
十日市場ヒルタウン	1街区、2街区及び5街区から7街区まで	0.91
十日市場ヒルタウン	3街区、4街区、8街区及び9街区	0.87
十日市場ヒルタウン	13街区から17街区まで	0.88
十日市場ヒルタウン	18街区	0.92
勝田住宅	1棟から30棟まで	0.88
勝田住宅	31棟から41棟まで	0.89
上飯田住宅	1棟から18棟まで	0.88
上飯田住宅	19棟から42棟まで	0.87
南台ハイツ	A街区	0.9
南台ハイツ	B街区	0.89

別表第1の2（第20条第2項）

名称	対象住戸
野庭住宅	A街区からJ街区まで
ひかりが丘住宅	4街区から6街区まで、8街区、10街区から13街区まで及び15街区